

市有財産（金地金）売り払いに伴う一般競争入札説明書

市有財産の売り払いについて、以下のとおり一般競争入札を実施するので、買取希望者は、この入札説明書の各条項を承知の上、あらかじめ入札参加の申込みを行い、所定の手続きに従い入札を行うこと。

令和8年9月16日

1 一般競争入札により売り払う動産及び最低買取率

品名	品位表示	1本あたりの重量	数量	最低買取率※
金地金 (田中貴金属工業製)	999.9	500g	5本	100.00%

※備考

- ・「買取率」とは、田中貴金属工業株式会社が午前9時30分に公表している「店頭買取価格（税込）」を基準額として、当該基準額に乗ずる換金率のことをいう。
- ・「最低買取率」とは、あらかじめ本市が定めた最低買取率をいい、これを下回る入札は無効とする。

2 仕様内容（買取方法・買取条件等）

- (1) 入札においては、田中貴金属工業株式会社が午前9時30分に公表している店頭買取価格（税込）を基準に、金地金の買取率（％）を小数点以下第2位まで入札書に記載すること。入札書の買取率記入欄に、複数の買取率の記載があった場合や、小数点以下第2位までの％表記以外の記載があった場合は無効とする。
- (2) 実際の買取代金は、田中貴金属工業株式会社が買取日当日の午前9時30分に公表した店頭買取価格（税込）を基準額とし、落札した金地金の買取率（％）及び1本あたりの重量及び数量を乗じた額の合計額とする。またその際、端数処理は、基準額、買取率、1本あたりの重量及び数量を全て乗じた額の合計（円）に対して、1円未満を切り捨てることとする。
- (3) 買取日は、南房総市議会令和8年第4回定例会における、当該金地金の財産処分議案の議決後2ヶ月以内の、落札者と市が協議により定めた日とする。
- (4) 金地金（田中貴金属工業製）の買取が可能であること。
- (5) 入札にあたり、事前に金地金の査定・真贋の場は設けない。
- (6) 買取代金は一括で市が指定する口座への振込により支払うこと。
- (7) 買取は、両者が協議した場所で行うこととし、本市立ち合いの下、査定・真贋、買取代金の口座振込による支払いまでを完了し、その後、金地金を引き渡すこととする。なお、立ち合い、買取、査定・真贋、買取代金の支払い及び金地金

の引き渡しに要する費用は、落札者の負担とする。

- (8) 査定・真贋の結果、万が一正規品以外の品が含まれていた場合は、落札者は正規品のみを入札書に記載した買取率で買い取り、正規品以外の品については、真贋証憑書類を添えて、買取対象から除外できることとする。なお、金地金の引き渡し以降の返品・返金等の申し出は一切受け付けない。

3 入札参加者の資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する事実があった者にあつては、当該事実のあった後3年を経過していること。ただし、当該事実と同一の事由により南房総市工事等請負契約等に係る指名停止等の措置要領（平成18年南房総市告示第101号）に基づく指名停止を受けている者を除く。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第199条又は第200条の規定により更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされていない者とみなす。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同条第174条又は第174条の2の規定により再生計画が認可された者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされていない者とみなす。
- (5) 本入札の公告日から落札決定までの間において、南房総市工事等請負契約等に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置の期間がない者であること。
- (6) 法人税、所得税、事業税、市税、消費税及び地方消費税の滞納が無いこと。
- (7) 本件に関する事務に従事しない職員

4 入札参加の申込み

入札に参加を希望する者は、市有財産（金地金）売り払い入札参加申込書に添付書類を添えて提出し、入札参加の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加申込期間

令和8年9月16日（水）から令和8年10月7日（水）まで
期間中の午前9時から午後4時30分まで
（土曜日、日曜日及び祝日は除く）

(2) 申込場所

南房総市総務部財政課財政係

〒299-2492

千葉県南房総市富浦町青木28番地

(3) 提出方法

持参又は郵送とする（郵送による場合は、期限内必着とする。）。

(4) 提出書類

ア 市有財産（金地金）売り払い入札参加申込書

イ 全部事項証明書（履歴事項証明書）1通

ウ 印鑑（登録）証明書 1通

エ 古物商許可証の写し（法人用）

オ 誓約書（「3 入札参加者の資格」を満たしている者であることを誓約する書面）

カ 委任状（代理人により入札申し込みをする場合は必要です。ただし、入札参加法人の社員が入札に参加する場合は、社員証の写し（コピー）の提出で可とする。）

(5) 申込にあたっての留意事項

ア 提出書類のうち、公的証明書は発行3ヶ月以内のものに限る。

イ 提出書類は、理由を問わず一切返却しない。

ウ 市有財産（金地金）売り払い入札参加申込書の内容変更や取り下げについては、入札参加申込の期間内に限って行うことができる。（取下書は自由書式）

エ 入札参加の申し込み手続き後、入札書及び受付済証（本申込書に受付印を押印した本申込書の写しを受付済証とする。）を交付する。入札書及び受付済証は開札当日に必ず持参すること。

5 質問の受付及び回答

本入札の参加申込に係る質問の受付及び回答については、以下のとおりとします。質問がある場合は、質問書を市ホームページからダウンロードして提出すること。

(1) 受付期間

令和8年9月16日(水)午前9時から

令和8年9月28日(月)午後4時30分まで

(2) 提出方法

質問書に質問者の住所、法人名、代表者名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス及び質問事項を記載のうえ、電子メールで送信すること。電子メール送信後、平日の午前9時から午後4時30分までに、財政課財政係（0470-33-1022）へ電子メール着信の確認をすること。

(3) 送信先

電子メールアドレス zaiseig@city.minamiboso.lg.jp

(4) 質問への回答

令和8年10月5日(月)に、全ての質問と回答を取りまとめ、南房総市のホームページに掲載します。なお、再質問は認められません。

6 入札又は開札の日時、場所及び方法等

入札に参加する者は、入札日時までに入札場所へ必要書類を持参すること。

(1) 入札受付

令和8年10月16日(金) 午後1時30分から午後1時55分まで

※受付は入札会場の入口にて行います。

※受付時間に遅れた者は、入札に参加できませんのでご注意ください。

※入札会場に入室できる方は1申込みにつき2名までです。

(2) 入札(開札) 日時

令和8年10月16日(金) 午後2時

(3) 入札(開札) 場所

千葉県南房総市富浦町青木28番地

南房総市役所 本庁 別館1 1階 大会議室

(4) 持参する書類

ア 受付済証

イ 委任状(入札参加申込時に提出された方は、変更がなければ必要ありません。)

ウ 入札参加法人の社員が入札に参加する場合は、入札申込時に提出した社員証

エ 入札書

(5) 入札書の提出方法

入札書を封筒に密封し、封筒の表に入札者の氏名及び件名「市有財産(金地金) 売り払いに伴う一般競争入札書」と記載して提出してください。

(6) 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 記名押印を欠く入札

エ 買取率を訂正した入札

オ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに談合であると認められる入札

キ 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ク その他公告に示す事項に反した者がした入札

(7) その他

ア 入札書の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。

イ 入札参加者は、自己の入札の完了後は、入札書の書き換え、引き換え又は撤

回することができない。

ウ その他入札方法等については、関係法令の定めるところによる。

エ 本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加申請について虚偽の申請を行った者がした入札は無効とする。

7 落札者の決定

- (1) 最低買取率以上で最高の買取率を提示した入札者をもって落札者と決定する。
- (2) 落札となる同買取率の入札をした者が2以上あるときは、当該買取率の入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、落札となる同買取率の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

8 契約に関する事項

(1) 契約の締結

ア 本件は、南房総市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第60号）第3条に規定する議会の議決に付すべき財産の処分に該当するため、落札者決定後、売買仮契約を締結し、南房総市議会の議決を経た後に売買本契約を締結するものとする。

イ 南房総市議会で議決が得られなかった場合は、売買仮契約を解除する。この場合において、本市は、落札者に対していかなる責任及び費用負担を負わない。

(2) 契約費用等

契約に要する費用は、落札者の負担とする。

9 買取代金の納入

落札者と市が協議により定めた日時及び場所で取引を行い、本市が指定する口座への振込等により、当該契約に係る買取代金を本市の収納機関に納入しなければならない。

10 入札保証金

南房総市財務規則第129条第1項の規定により免除とする。

11 契約保証金

南房総市財務規則第146条第5項第5号の規定により免除とする。

12 その他

前各項に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、南房総市財務規則等の定めるところによる。

問い合わせ先

南房総市 総務部 財政課 財政係

住 所 〒299-2492

千葉県南房総市富浦町青木28番地

電 話 0470-33-1022

FAX 0470-20-4593

メールアドレス zaiseig@city.minamiboso.lg.jp